

UCコーポレートカード会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）の改定について

【改定変更条文】

第8条 第3項

3.当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及び利用内容を、予め法人会員及び当社が合意した方法により、
お支払い月の前月末頃 約定支払日に先立ち、管理責任者またはカード使用者が予め届け出た送付先にご
利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書
の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものと
します。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせまたはご確認は、通知を受けたのち 20 日
以内に確認していただくものとし、この期間内に法人会員またはカード利用者から異議の申し立てがない
場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。

2026年6月現在